

岡山空港及びその周辺における 消火救難活動に関する協定書

(昭和46年12月27日)

岡山県知事及び岡山市長は、岡山空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救難活動について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災もしくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、岡山県（以下「甲」という。）と岡山市（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(出動区分)

第2条 空港における緊急事態の消火救難活動は甲が第1次的にこれにあたり、乙は覚知と同時に出動するものとする。

2 空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙がこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

(緊急事態の通報)

第3条 甲は、空港に緊急事態が発生した場合は、すみやかに乙に通報するものとする。

2 甲又は乙は、空港周辺に緊急事態が発生した場合は、すみやかに相互に通報するものとする。

3 前2項の通報は、次の事項について電話、その他の方法により行なうものとする。

(1) 緊急事態の種類

(2) 航空機の種類及び塔乗人員

(3) 緊急事態発生場所及び時刻

(4) 消防隊及び救急隊の到着すべき場所

(5) その他必要事項

4 甲又は乙は、通報に応じて出動し、現場に到着したときは、すみやかに相互に連絡をするものとする。

(費用の負担)

第4条 消火救難活動のために要する費用の負担については、別に甲及び乙が協議して定めるものとする。

(調査に対する協力)

第5条 甲及び乙は、消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場における痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

(てん末の報告)

第6条 甲又は乙は、単独で消火救難活動に従事したときは、すみやかに相互にそのてん末を報告するものとする。

(総合訓練の実施)

第7条 甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に関する計画を立案し、総合訓練を定期的実施するものとする。

(資料の交換)

第8条 甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器、人員等消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議のうえ決定するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙双方記名押印のうえ各1通を保管する。

昭和46年12月27日

甲 岡 山 県

代表者 岡山県知事 加 藤 武 徳

乙 岡 山 市

代表者 岡山市長 岡 崎 平 夫

岡山空港及びその周辺における
消火救難活動に関する変更協定書

岡山県（以下「甲」という。）と岡山市（以下「乙」という。）とは、
昭和46年12月27日付けで締結した岡山空港及びその周辺における消
火救難活動に関する協定（以下「原協定」という。）の一部を変更する協
定を次のように締結する。

- 1 原協定の題名中「岡山空港」を「岡南飛行場」に改める。
- 2 原協定の前文中「岡山空港（以下「空港」という。）」を「岡南飛行
場（以下「飛行場」という。）」に改める。
- 3 第1条、第2条、第3条及び第8条中「空港」を「飛行場」に改め
る。

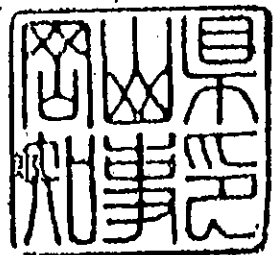
以上の協定の締結を証するため、この協定書2通を作成し、甲、乙双方
記名押印の上、原協定書とともに各自その1通を保有する。

昭和63年6月1日

甲 岡山市内山下2丁目4番6号

岡山県

岡山県知事 長 野 士



乙 岡山市大供1丁目1番1号

岡山市

岡山市長 松 本

